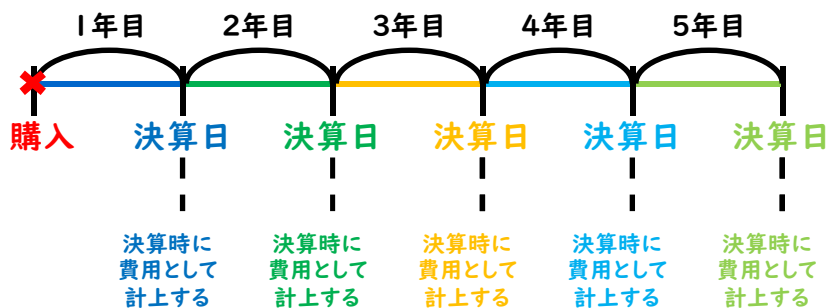


## 固定資産の減価償却 《決算整理事項》

- 固定資産は、使用したり時間が経つにつれて、その（ ）は減少してしまうものである。



- そのため、決算では固定資産に対する価値の減少がどれくらいあるかを（ ）として計上しなければならないが、この手続きのことを（ ）という。そして、（ ）という勘定科目で処理を行う。



### ●ポイント●

そもそも建物等の固定資産があるから収益をあげられるような経営ができる。決算時に費用計上するのは、各期間において費用と収益を対応させるためである。【費用収益対応の原則】

- なお、固定資産の中で（ ）については価値の減少がないため、減価償却をする必要はない。

- 減価償却費の計算方法には、いくつかの方法があるが3級では、（ ）という方法を学ぶ。

- 《減価償却費【定額法】の計算方法》

$$\text{減価償却費 (1年間)} = \frac{\text{取得原価} - \text{残存価額}}{\text{耐用年数}}$$

取得原価…固定資産の購入代価に（ ）を含めた金額

耐用年数…固定資産の（ ）年数

残存価額…耐用年数まで使い切った時の処分価値

- また、減価償却の記帳方法には、直接法と間接法があるが3級では、（ ）を学ぶ。これは、固定資産の価値の減少分を直接減額せずに（ ）勘定を用いて間接的にマイナスする方法である。

- なお、「減価償却累計額」は、資産のマイナスを表す特殊な勘定である（ ）に該当する。また、固定資産の種類を区別するため、「建物減価償却累計額」など頭に種類を記載する場合もある。

- 《【参考】減価償却累計額の貸借対照表での表示方法》

備	品	10,000	
備品減価償却累計額		△2,000	8,000

## 仕訳の練習問題

1. 当期首（×1年4月1日）に購入した建物（取得原価300,000円、残存価額は取得原価の10%、耐用年数30年）について、定額法による減価償却を行う。なお、決算日は×2年3月31日であり、間接法で記帳すること。
2. ×2年8月1日に購入した備品（取得原価100,000円、残存価額は10,000円、耐用年数5年）について、定額法による減価償却を行う。なお、会計期間は×1年4月1日～×2年3月31日とする1年間であり、間接法で記帳すること。

1. ( ) ( )

2. ( ) ( )

### [残存価額がゼロの場合]

- ・減価償却費の計算における残存価額については、平成19年度の法人税法の改正によって残存価額が( )とされた。
- ・そのため、定額法の減価償却費の計算式は下記のようになる。

$$\text{減価償却費 (1年間)} = \frac{\text{取得原価}}{\text{耐用年数}}$$

- ・ただ、帳簿上に備忘記録として金額を残すため、実際に償却できるのは( )円までであり、固定資産が残っている限りは帳簿上から消してはならない。(減価償却費の計算で最後の年のみ1円を残す)
- ・なお、これが対象となる固定資産は平成19年4月1日以後に取得したものであり、それまでに所有する固定資産は従来どおりに計算する。

## 仕訳の練習問題

1. ×1年4月1日に購入した備品（取得原価3,000円、残存価額0、耐用年数3年）について、定額法による減価償却を行う。なお、会計期間は×1年4月1日～×2年3月31日とする1年間であり、間接法で記帳すること。
2. ×1年4月1日に購入した備品（取得原価3,000円、残存価額0、耐用年数3年）について、定額法による減価償却を行う。なお、会計期間は×3年4月1日～×4年3月31日とする1年間であり、間接法で記帳すること。

1. ( ) ( )

2. ( ) ( )